

浜田駅南北自由通路掲示板有料広告募集要領

（趣旨）

第1条 この要領は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、浜田駅南北自由通路掲示板への有料広告の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体の種類）

第2条 広告媒体は、浜田駅南北自由通路に設置している掲示板（以下「掲示板」という。）とする。

（規格、掲載位置等）

第3条 掲示板の1枠の規格は、縦1.0m、横2.15m以内とし、掲載できる掲示板の位置は、市長が別に定める。

（申込方法）

第4条 申込者（要綱第6条に規定する申込者をいう。以下同じ。）は、浜田駅南北自由通路掲示板有料広告枠売渡申込書（別記様式1）により、市長に広告枠（広告を掲載する権利）売渡しを申し込むものとする。

（承諾）

第5条 市長は、第4条の規定により申込書の提出を受けたときは、速やかに広告枠売渡しの係る承諾の可否を決定し、その結果を浜田駅南北自由通路掲示板有料広告枠売渡決定（却下）通知書（別記様式2）により申込者に通知するものとする。

（掲載料の額及び納入方法）

第6条 広告掲載料の額（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり月額5,000円とする。ただし、掲載期間が1月未満の広告の掲載料は、日割り計算により算定した額を100円単位に切り上げた額とする。

2 広告主（要綱第8条に規定する広告主をいう。以下同じ。）は、掲載料を市長の指定する期日までに、市長が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

3 広告主が広告掲載料を期日までに納付しないときは、広告枠の売渡しを一時停止し、又は決定を取り消すことができる。

（掲載の基準）

第7条 掲載する広告は、浜田市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものとする。

2 広告主は、広告の原稿を基準に従って制作し、掲示板へ掲載するまでに市長に提出し、承認を得なければならない。

(募集方法)

第 8 条 広告の募集方法は、次に定める方法による。

(1) 浜田市ホームページへの掲載

(2) その他市長が定める方法

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。